

令和6年4月10日

令和6年度第1回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和6年度第1回教育委員会定例会会議録

日時 令和6年4月10日（水）
14時00分～16時00分

場所 教育委員会室

出席者
地頭所教育長
原之園委員
馬場委員
桶谷委員
中村委員

（事務局職員）

川畑 副 教 育 長
紺屋 教育次長兼生徒指導総括監
森 豊 総 務 福 利 課 長
西 村 学 校 施 設 課 長
中 島 教 職 員 課 長
尾 堂 教職員課人事管理監（小中）
吉 元 教職員課人事管理監（県立）
神宮司 教 職 員 課 参 事
水 島 義務教育課長兼学校教育ICT推進監
児 玉 義務教育課 指 導 監
加 藤 義務教育課 参 事
川 上 高 校 教 育 課 長
立 森 高 校 教 育 課 指 導 監
西小野 文 化 財 課 長
泊 総 務 福 利 課 企 画 監
中 村 総 務 福 利 課 長 補 佐

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 鹿児島県指定文化財の指定について</p> <p>議案第2号 令和6年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について</p>	<p>県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定無形民俗文化財に指定しようとするものである。</p> <p>令和6年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p> <p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p> <p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

報告第4号から第8号，議案第2号並びにその他（2）については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

3 令和5年度第12回教育委員会定例会会議録について

令和5年度第12回教育委員会定例会の会議録について，承認する旨，教育長から発議があり，全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 令和6年度人事異動について

- － 令和6年度人事異動について，その内容及び教育長の臨時代理により実施したことについて －

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので，報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について，その内容及び教育長の臨時代理により制定したことについて －

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので，報告第2号は了解いただいたものとする。

報告第3号 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について，その内容及び教育長の臨時代理により制定したことについて －

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

（教育長） 異議がないので，報告第3号は了解いただいたものとする。

5 議案

議案第1号 鹿児島県指定文化財の指定について

- 一 県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定無形民俗文化財に指定しようとする
ことについて 一

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 徳之島の餅もらい行事や屋久島の楠川盆踊りは子供たちが主役であったり、若い方々の姿も見受けられたり、未来につながっていく印象を受けるが、文化財の継承という面での取組はどうか。

(文化財課長) 少子高齢化、過疎化により、継承は非常に難しくなっているのが現状である。各地域において、工夫をして、若い人や子供たちに伝える取組をしている。例えば、10ある行事をしなくてはならないところを、できることだけやって継承し、後に続くよう
に取り組んでいるところもある。県教委としても、そのようなところを支援しながら、次につながる伝承活動に取り組んでいきたい。

(原之園委員) 提案理由に、「県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの、地域的特色を示すもの」の3点が挙げられているが、3つの要件が揃わないと指定できないのか。

(文化財課長) この中の1つあればよく、県にとって重要なものについて指定することになる。指定基準は国の基準に基づいて、それぞれ基準があるので、その中の1つを満たせば対象になってくる。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 鹿児島県指定文化財の指定解除について

- 一 鹿児島県指定文化財の国指定に伴う県指定解除について 一

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(原之園委員) 国指定となることで、何がどう変わるのか。

(文化財課長) 国の指定であれば、国の補助金の対象となる。

維持管理や行事を行う上での道具等の整備などに係る経費が補助の対象になってくる。県にも補助はあるが、財政的に厳しい部分もあるので、国の補助対象となることによって、有意義な活用の仕方ができるのではないかと考えている。

- 7 教育長報告
報告第4号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 報告第5号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 報告第6号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 報告第7号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 報告第8号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)
- 8 議案
議案第2号 令和6年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について
(非公開)
- 9 その他
その他(2) 令和5年度県立学校職員の後期業績評価について

(非公開部分終了後、閉会前)

(原之園委員) 3月末に学校の先生の数が不足しているとのことであったが、過不足の状況を教えてほしい。また、特別支援学校を中心とした教室が足りないというのが話題になっていたが、状況はどうか。

(教職員課長) 始業式の段階で、暫定的な数値をとっており必ず配置しなければいけない教員のうち、残念ながら配置ができなかったものが、全体で28人である。昨年度が34人という数字だったので若干改善はされてはいるが、残念ながらというところ。3月に対外的に発信をするにあたって、新年度に向けて概ね臨時的任用職員2,000人ほど必要になると見込んでいた。最終的に4月4日現在で1,752人配置している。28人不足のため、1,790人。例年ベースで大体1,800人ぐらいになると3月の中旬に公表している。この28人のうち、国の基準日である5月1日までの間に配置が見込まれているものが4,5人おり、基準日を目標にできるだけ減らす努力をしたい。

(原之園委員) 子どもたちが待っているので引き続きよろしくお願ひしたい。

(学校施設課長) 特別支援学校における教室不足について、文科省の方でおよそ2年に1回調査をしており、3月26日に記者発表して、現在ホームページに掲載されているが、令和5年10月1日現在の調査で、全国で3,359教室不足している。そのうち本県が32教室不足している。これは学校に照会をして、集計をしたものである。

(教育長) 32教室のうち、特別教室を使って確保できている分と教室自体が足りない等の内訳の内容を示してほしい。

(学校施設課長) 現在は、間仕切りをしたり、他の部屋を転用したりして、一応全部運用はできている。

(教育長) 特別教室も教室に転用したりとか、図書室を使ったりとか様々な対応をして、教室自体は運用されているが、本来他の部屋を転用するのは、教育の環境としてはあまり好ましくないため、できるだけ解消をしていこうと取り組んでいるところ。牧之原特別支援学校が一番不足が多いということで、昨年度、プレハブの教室を13教室新しく整備した。これにより、転用していた教室の幾つかを元に戻すことができるようになったが、まだ引き続き転用している状況がある。今、分置について曾於地区に整備することがスタートした。他の分置や施設等をどう整備していくかについても課題である。

(原之園委員) 全国は非常に厳しい状況だが、鹿児島県の場合には、事務局等関係部局の努力により、一応他の教室も使ったりしながら必要な部分は何とか充足されていることは理解した。

10 閉会